

第7回「医療分野における規制改革に関する検討会」議事概要（案）

出席者 新井、岩淵、岡谷、見坊、坂本、櫻井、辻本、樋口、宮武、八代の各委員、篠崎医政局長、榮畑総務課長、中島医事課長、瀧口歯科保健課長、田村看護課長、高倉経済課長、宮川民間需給調整課長 他担当官

（○：委員、□：座長、△：事務局）

- 本報告書案では、医療資格者の労働者派遣について紹介予定派遣のみを認める理由として、派遣労働者が事前に特定できること及び頻繁な入れ替えが想定されないこととしているが、例えば、他の分野も含め、派遣労働者の特定が可能になった場合には、それに準じた取扱いになると理解して良いか。
- 報告書案において「おわりに」に記述があるが、医療資格者の派遣について、今時紹介予定派遣について認めることとし、その後の状況についてはフォローアップした上で議論されることになると考えている。
- 本検討会におけるこれまでの議論の中で、派遣労働者の問題に関連して、患者の安全や医療の質に関する様々な論点が議論された。そのような、より本質的な議論も行う契機となったことは、有意義であった。
- 引き続き、医療の安全や患者の視点で、必要な規制についてはより強化し、必要ならばゆるめていくなど、柔軟に検討していくべきだ。
- 労働者派遣の解禁によって医療の現場にどのような影響が出るのかについて、フォローアップし、今後の検討を行っていくことが重要。
- △ 本報告書については、配布資料のとおりで了解された。本報告書の取扱いに内容については、今後、労働政策審議会に報告し、そこでの議論を踏まえ、政令改正等の手続きを行うことになる旨事務局から説明があった。